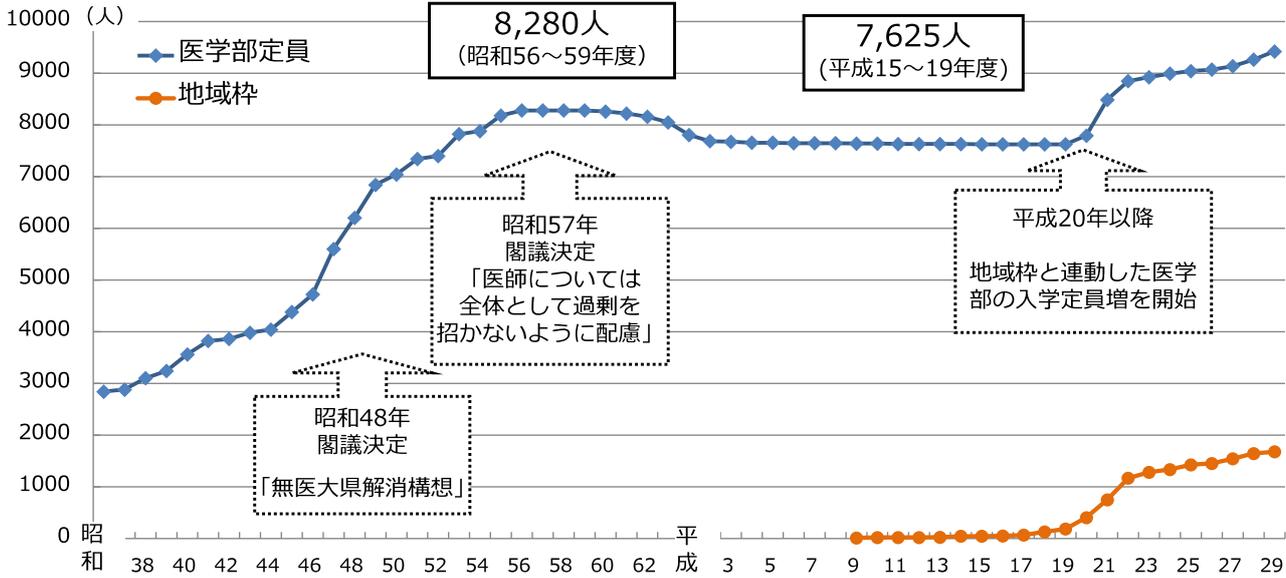


医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、**医学部の入学定員**を**過去最大規模**まで増員。
- 医学部定員に占める**地域枠***の数・割合も、**増加**してきている。
(平成19年度183人(2.4%) →平成29年1676人(17.8%))

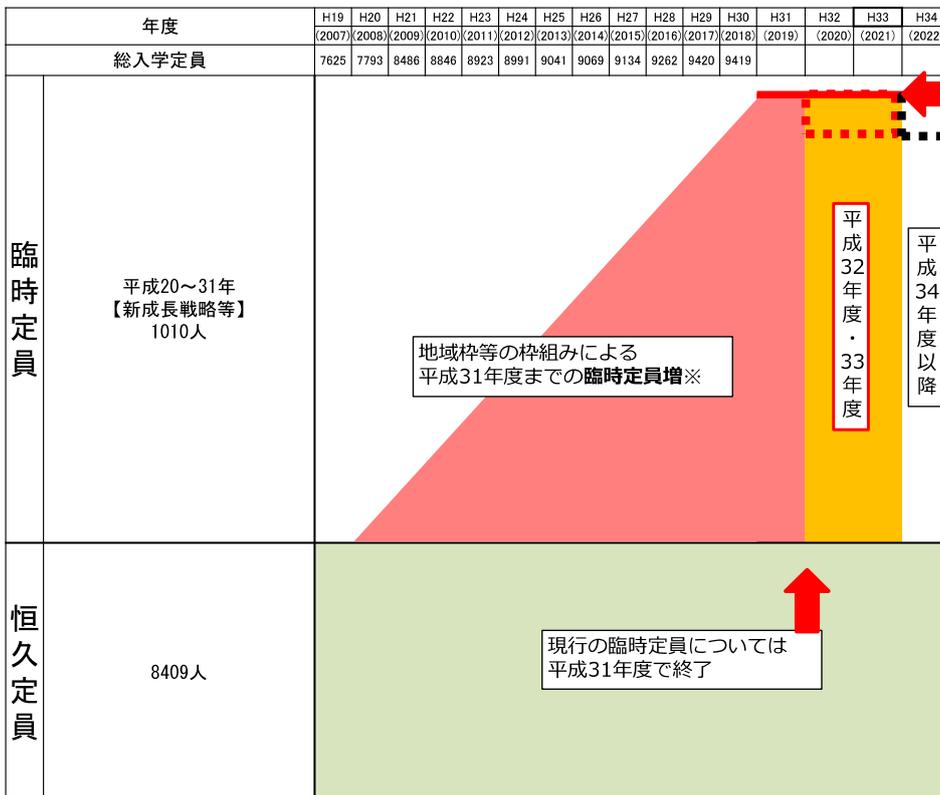
地域枠*：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医学部定員	7625	7625	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420
地域枠	64	129	183	403	749	1141	1257	1309	1400	1427	1525	1617	1676
地域枠の割合	0.8%	1.7%	2.4%	5.2%	8.8%	12.9%	14.1%	14.6%	15.5%	15.7%	16.7%	17.5%	17.8%

地域枠の人数については、文部科学省医学教育課調べ

平成32年度以降の医師養成数について (イメージ)



○平成32年度、平成33年度は、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持しつつ、トータルとして現状程度の医学部定員を超えない範囲で、各都道府県や大学等とその必要性を踏まえ調整を行う。

○平成34年度以降については、医師の働き方改革に関する検討会※の結論等を踏まえ、再度検討を行うこととし、マクロの医師需給推計の前提となる医師偏在対策、勤務時間の適正化等について、再度、医師需給推計を行った上で医師養成数の方針等について見直す。

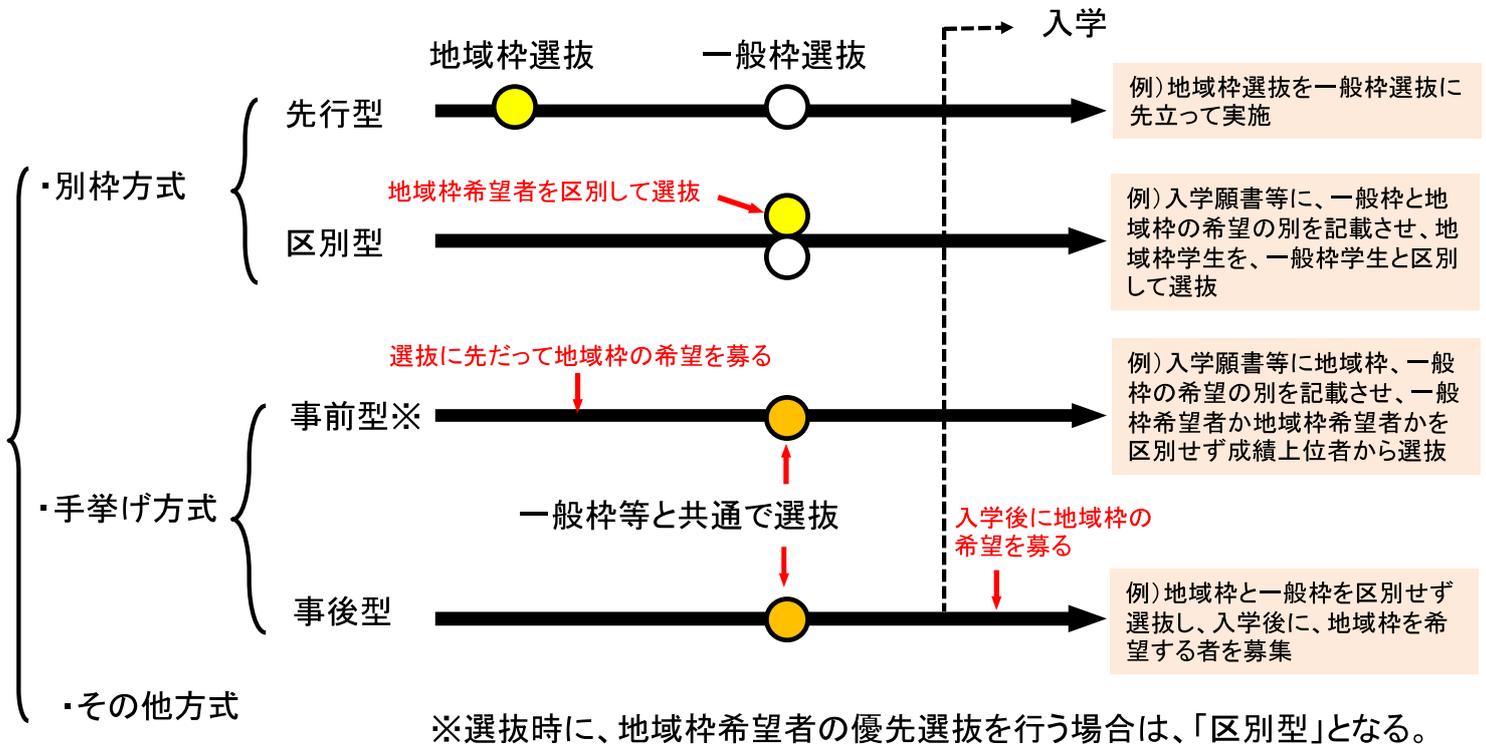
※1 【】内の閣議決定等に基づき、医学部入学定員の増員を行ってきた。1010人は平成30年度時点の臨時定員。

※2 平成29年度から31年度までの追加増員については、各都道府県からの追加増員の要望に対しては、これが本当に必要な増員であるかどうかについて、慎重に精査

※3 中間取りまとめにおいては、「平成32年度以降の医師養成数については、今回の医師需給推計の結果や、これまでの医学部定員の暫定増の効果、今回の見直しによる医師偏在対策の効果等について可能な限り早期に検証を行い、平成22年度から31年度までの暫定増の取扱いも含め、結論を得る」とされていた。

地域枠学生選抜方法の類型

- ✓ 地域枠学生の選抜方法については、一般枠と別枠の募集定員を設ける「別枠方式」と、一般枠等と共通で選抜し、事前又は事後に地域枠学生を募集する「手挙げ方式」とに大別される。
- ✓ さらに、別枠方式については、一般枠に先行して選抜する「先行型」、一般枠と同時に選抜するものの、地域枠希望者を一般枠等とは区別して選抜する「区別型」、手挙げ方式については、選抜に先だって地域枠の希望を募る「事前型」、入学後に地域枠の希望を募る「事後型」がある。



地域枠学生の選抜方法の在り方について

第22回医師需給分科会（平成30年10月24日）でのご議論を踏まえ、同月25日に、厚生労働省から各都道府県に対し、平成32年度以降の地域枠については、大学入試の際に一般枠とは別枠の選抜方法を採用することを、臨時定員増の要件とすることを医政局長名で通知するとともに、文部科学省に対して大学に対する必要な指導を依頼。

○地域の医師確保の観点からの平成32年度以降の大学医学部の入学者の選抜方法について（通知）（平成30年10月25日医政発1025第8号厚生労働省医政局長通知）

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)等を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するため、大学医学部の入学定員の増加が認められてきた。

しかしながら、このうち地域の医師確保のための増員(以下単に「増員」という。)について、複数の大学において、増員分の入学者の選抜方法として、入学前に増員の趣旨を説明することなくその他の定員と区別せずに選抜を行い、入学後に事後的に増員分に該当することとなる学生の希望を募る等、増員の趣旨に沿った学生を確実に確保することが困難な方法が採られており、この結果、増員分の入学者を確保できず、その他の定員として用いているという不適切な運用の実態が、厚生労働省の調査により判明したところである。

さらに、同調査において、こうした方法により選抜された学生は、募集要項に増員の趣旨を明記した上で、その他の定員と区別して選抜する選抜方法(以下「別枠方式」という。)と比較して、卒業後に地域に定着する割合が低いことも明らかとなった。

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)第3条第1項第1号において、増員については都道府県が作成する医療に関する計画にあらかじめ記載することとされ、都道府県における計画的な医師偏在対策に活用されるものと位置付けられていることを踏まれば、地域間の医師偏在が今なお解消に至っていない中、**平成32年度以降の増員分の選抜に当たっては、別枠方式により増員の趣旨に沿った学生を確実に確保することが適当であると考えられる。**

このため、平成32年度以降の増員に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、内容について十分御了知の上、医療計画の見直し等、必要な対応に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第3条第1項第1号に規定する大学の医学部に係る入学定員等の増加については、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4の医療計画にその人数を記載すること。
- 2 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第3条第1項第1号に規定する修学資金の財源として地域医療介護総合確保基金を活用することは、1に加え、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条第1項の都道府県計画に対応する人数を記載する場合にのみ認められるものであること。
- 3 1及び2の人数については、**当該人数分の学生を別枠方式により選抜すること及び、募集要項に別枠方式により選抜された学生については卒業後にキャリア形成プログラムの対象となることを明記することについて、あらかじめ都道府県が各大学と書面により合意したものに限り、記載することができる**ものとする。

医師修学資金貸付枠の推移及び今後の枠数について（案）

（単位：人）

コース	大学	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
集中支援コース	千葉大（集中）	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)							
長期支援コース （地域枠）	千葉大（長期）	5	10	15	15	15	20(5)	20(5)	20(5)	20(5)	20(5)	20(5)	20(5)
	日本医科大学		1	3	3	3	3	3	4	4	4	4	10
	順天堂大学		1	1	1	1	1	4	4	4	5	5	5
	帝京大学			1	4	4	4	5	5	5	5	5	5
	東邦大学							5	5	5	5	5	
	小計	5	12	20	23	23	28	37	38	38	39	39	40
長期支援コース （一般枠）	千葉大									10	9	9	
	日本医科大学												
	順天堂大学												
	帝京大学												
	東邦大学												
	国際医療福祉大学												
	東京慈恵会医科大学												
	小計												
ふるさと医師 支援コース	県外大学						10	10	10	15	15	15	23
合計		10	17	25	28	28	38	47	48	63	63	63	※63

（ ）内は、大学が医師不足が深刻な地域や診療科の医師を確保するための実効ある取組（地域医療貢献策）を講ずることを前提とした恒久定員増。

※32年度の貸付枠合計は暫定的に前年度と同数にしているものであり、今後、長期支援コース（一般枠）やふるさと医師支援コースの枠数と併せて検討を行う。